



### 用途地域

- 第一種低層住居専用地域
- 第二種低層住居専用地域
- 第一種中高層住居専用地域
- 第二種中高層住居専用地域
- 第一種住居地域
- 第二種住居地域
- 準住居地域
- 近隣商業地域
- 商業地域
- 準工業地域
- 工業地域
- 工業専用地域

### その他

- 特別用途地区
- 高度利用地区
- 特定用途誘導地区
- 特定街区
- 地区計画区域
- 建築協定
- 都計法第41条制限区域
- 駐車場整備地区

地図上矢印の先端部分の  
都市計画決定等の内容

本票の内容は本市の都市計画を証明するものではありません。また、お調べの土地が区域の境界付近にある場合は職員に確認して下さい。

区域区分	市街化調整区域	都市施設等	
用途地域		景観保全	第1種自然風景保全地区, 風致地区第1種地域, 歴史的風土保存区域
建ぺい率	60%(市街化調整区域) ----- 20%(風致地区による)	眺望景観	
容積率	100%	屋外広告物	第1種地域
敷地面積の最低限度		その他	宅地造成工事規制区域, 保全区域
高度地区			
防火・準防火地域			

令和5年05月24日  
 ・京都市内のうち、用途地域の着色のある区域は市街化区域、着色のない区域（用途地域の指定がない部分）は市街化調整区域又は都市計画区域外です。  
 ・表示された図面は、令和4年6月24日現在（建築協定のみ令和4年12月1日現在）の制限です。また、都市計画その他の内容を証明するものではなく、概略位置を示した参考図です。  
 ・図面には、微小な面などで制限内容が表示されていない箇所があります。また、境界付近など詳細を調べる場合は、必ず京都市都市計画課の窓口で御確認ください。